

申告及び納入の期限の特例の経過措置について

申告及び納入の期限の特例（以下「特例」といいます。）について、平成31年7月1日から平成32年3月31日までの期間について、次のとおり経過措置を講じます。

(1) 適用の要件（手引P16）

通常	経過措置
ア 申請日において、 <u>特別徴収義務者となった日の属する月の末日</u> から1年を経過していること。	ア 申請日において、 <u>当該宿泊施設の営業を開始した日の属する月の末日</u> から1年を経過していること。
イ 申請日の <u>1年前</u> の日の属する月から申請日の前月までの当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計が <u>120万円</u> 以下であること。	イ 申請日の <u>3月前</u> の日の属する月から申請日の前月までの当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計が <u>30万円</u> 以下であること。

※ 上記以外の要件は変更ありません。

(2) 経過措置の具体例

ア 平成30年6月30日以前に当該宿泊施設の営業を開始している場合

⇒ 平成31年4月から6月までの3か月間において、納入すべき宿泊税額の合計が30万円以下の場合、平成31年7月1日（最短日）より申請が可能

イ 平成30年7月1日以後に当該宿泊施設の営業を開始している場合

⇒ 営業開始後1年を経過した日の属する月の翌月（例①）より、申請日前3か月間において、納入すべき宿泊税の合計が30万円以下（例②）の場合は、申請が可能

例 営業開始日が平成30年8月25日の場合、次の①②を満たすことで、申請が可能

① 申請日が、1年を経過した日（平成31年8月25日）の翌月である9月1日以降

② 申請日前3か月間（平成31年6月から8月まで）において、納入すべき宿泊税額の合計が30万円以下